

質問回答書

「伊奈町役場新庁舎整備事業 設計・施工一括発注に伴う公募型プロポーザル」に係る質問書について、下記のとおり、回答致します。

No.	資料名称	頁	該当箇所			質問内容	回答日	回答
6	実施要領	4	5	(1)	⑥	類似業務としまして興行場（音楽コンサートアリーナ）は平成31年国土交通省告示第98号別添2による建築物の類型12のうちの第2類に該当するという解釈でよろしいでしょうか。	1/17	興行場（音楽コンサートアリーナ）は類似業務に該当すると判断します。
7	実施要領	4	5	(1)	⑤	庁舎が同種業務として規定されているが、複合施設の場合は該当する機能が4000㎡を超えていればよろしいでしょうか。	1/17	お見込みの通りです。庁舎に該当する部分の面積で判断します。
8	実施要領	4	5	(1)	⑥	「国、特殊法人等（「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条に定める特殊法人等）及び地方公共団体が発注する」とありますが、国や地方公共団体等のPFI事業でPFIから発注された業務も対象と考えてよろしいでしょうか	1/17	「PFIから発注された業務」は、PFI事業の受注者であるSPC等からの発注と読み替えて回答します。契約の発注者がSPC等の場合においても、当該事業の発注者が、「国、特殊法人等」に該当する場合は対象となります。
9	実施要領	8	5	(4)	①②	設計業務と工事監理業務の兼任は可能でしょうか	1/17	可とします。
10	実施要項	10	5	(5)		基本設計・実施設計に関わる配置予定技術者も、施工・工事監理に関わる配置予定技術者と同様複数名の参加資格申請書を提出することを可としていただけないでしょうか	1/17	設計業務については、優先交渉権者選定の後、契約手続を経て速やかに開始しますので、原文通りとします。なお、当該業務を配置予定技術者を含む複数の担当者により実施することについては差し支えありません。
11	実施要領	10	5	(5)		「※「専任」とは、建設業法等において規定される監理技術者等を除き、専従配置を求めるものではなく、当該業務の役割を全うした上で、他業務への関与を可とする。」とありますが、当該業務において、設計者と工事監理者が兼務するのは可能と考えてよろしいでしょうか	1/17	お見込みの通りです。
12	実施要領	10	5	(5)	①	統括責任者の配置に就くものが、現場代理人及び監理技術者の兼務は可能でしょうか。	1/17	可とします。統括管理者には、全体業務のマネジメント及び各業務のとりまとめを行うことを求めています。

13	実施要領	15	10	(1)	①	イ・ウ	業務の実績について、契約書の写し、平面図等の証明書類を提出するにあたり、紙媒体による提出を想定しております。添付する証明書類は1部とし、綴じ方等の規定はないと考えてよろしいでしょうか。	1/17	お見込みの通りです。
14	実施要項	15	10			イウ	「配置予定技術者の従事状況の証明書類」については、提案参加者の社印を押印し、任意の書式で作成としてよろしいでしょうか。	1/17	書式は任意で結構ですが、極力、当該業務において発注者等に提出している体制表や、図面への記名・確認申請図書への記名等を用いて提示するようにしてください。
15	実施要領	15	10			イウ	「記載した業務又は工事の内容が確認できる平面図等の写し」とあるが、内容が確認できる検査済証や確認済証、あるいは確認申請の第五面（用途別の面積が記載されている部分）などでもよろしいでしょうか。	1/17	工事の内容が確認できるものであれば可とします。
16	実施要領	18 20	14 17	(5) (5)			提出部数の正10部について、綴じ方の指定はありますでしょうか。（フラットファイル、ホッチキス左2点止め、ホッチキス左上1点止め、など）	1/17	綴じ方の指定はありません。
17	様式集		2-1 ~3 3-1 ~4				実績を証明する添付資料として、PUBDIS又はCORINSに登録されている場合は「記載部分の写し」で記載した業務又は工事の内容が確認できるため、平面図等の写しの添付は必要ないという解釈でよろしいでしょうか。	1/17	お見込みの通りです。
18	様式集		2-3				No. 17の質問で平面図が必要な場合ですが、施主との守秘義務の為、平面図を提出できない物件があります。この場合、CORINSのデータのみでも宜しいでしょうか。	1/17	資格確認ができる代替資料の提示をお願いいたします（代替資料は応募者の判断で結構です）。その資料のみで資格が確認できない場合は、必要に応じて追加の資料提示を求めます。
19	様式集		2-3	注2			注2で、配置予定技術者の従事状況の証明書類を添付すること。と記載されております。配置予定技術者が携わった物件も記載するという解釈でしょうか。	1/17	配置予定技術者の従事状況の証明書類を添付する必要はありません。（様式2-1、2-2、2-3は、誤記のため、修正します。）